

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域と行政が協働し新たな福祉社会づくりを進めていくことを表すものとして、従前計画の理念を継承し、次のように設定します。本理念はまた、『東大阪市第2次総合計画』の基本理念「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を、地域福祉の観点から表すものです。

<基本理念>

**すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、
共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現**

(1) すべての人の個性の尊重

市民一人ひとりがサービスの利用者であり、また、支援者でもあります。市民一人ひとりが地域づくりの主体です。一人ひとりの能力を引き出し、個々の自己実現をめざしていきます。

地域の中の事業者、企業市民、ボランティア、市民団体、NPO、教育機関、医療・保健機関など、すべて地域福祉の主体です。

すべての人の人権の侵害を許さず、年齢・性別・国籍・出自・心身の状況・社会的な立場など、それぞれの違いにかかわらず個人としての尊厳が守られ、本人の意思が尊重され、また相手の意思を尊重し、相手の尊厳を守ります。

(2) あるべき地域像

地域は、住民の生活の場であり、住民の活動拠点となるべき場です。身近な生活範囲の中で、安心して暮らせるサービス基盤や情報の提供があり、相談にも対応してもらえるような、長く住み続けられる環境にある地域をつくります。

(3) 支えあい共に生きる

個人ができることは必ずあります。その力を活かして、支えられる立場だけでなく、時には支える立場となり支援に参加するなど、助けあいと連帯意識の醸成が必要不可欠です。

人は人と人のつながりの中で生きています。ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション、多世代交流、男女共同参画、多文化交流といった理念のもとに、互いの立場を思いやり、住民相互のつながりを強めるよう影響を与えあいながら、社会的援護を必要

とする人々も包み込み（積極的共存）、誰もが自分らしく生きていることを確認できる共生の地域をつくります。

（４） 安心と活力の福祉コミュニティの実現

福祉コミュニティとは、社会的援護を必要とする人々が、地域の中で孤立や孤独感をもたないように、当事者・家族やボランティア及び社会福祉関係者が中心となって、地域の方々と豊かな交流が図れるように働きかけ、地域としての連帯意識を高めることをめざしたコミュニティです。

すべての人々が、助けあい、生活を支える環境が整うことによる安心感をもつことが重要であり、福祉を軸とする人と人とのつながりや支えあいのある地域社会づくり・ひとづくりが必要不可欠です。

また、住民相互の支えあいの構築とともに、新しい産業の創出など地域の活力づくりや、企業などの関わりによる地域との生活支援のためのネットワークを強化し、安心と安全のセーフティネットづくりをめざします。

2 基本目標

基本理念に掲げる福祉コミュニティを実現するために、次の4つの基本目標を定めます。

（１） つくろう！福祉のこころと集える場

これからの地域福祉には、支える側も支えられる側も一体となり、多様な地域生活課題を我が事のように、丸ごと受け止め、助けあっていく実践的な行動が求められます。お互いさまの精神で、福祉の意識をさらに醸成し、地域の福祉活動に携われるような人づくり、意識づくり、場づくりを図ります。

（２） ひろげよう！福祉活動とネットワーク

福祉活動においては、近隣に住む人どうしが互いに声をかけあい、関係を築くことで、相互の信頼関係が生まれます。そして、この信頼のネットワークが地域、広域へと広がり、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向かっていくことが大切です。

そのため、向こう三軒両隣といった近所どうしの関係を中心に、地域における福祉活動がさらに広がり活発になるような支援を行い、地域住民相互の支えあいと関係機関などの連携による福祉のネットワークを拡張していきます。

(3) まもろう！地域力による防災と防犯

災害に強い安心な福祉のまちづくりを進めるにあたっては、自助・共助・公助により、地域住民を守っていく体制づくりが必要です。近年の大地震や風水害の相次ぐ発生を受け、防災対策や防犯対策と連動した地域福祉をさらに推進していくことが重要となります。また、子ども、障害者、ひとり暮らし高齢者など誰もが安心して地域で暮らすためには福祉の視点による取り組みが欠かせません。

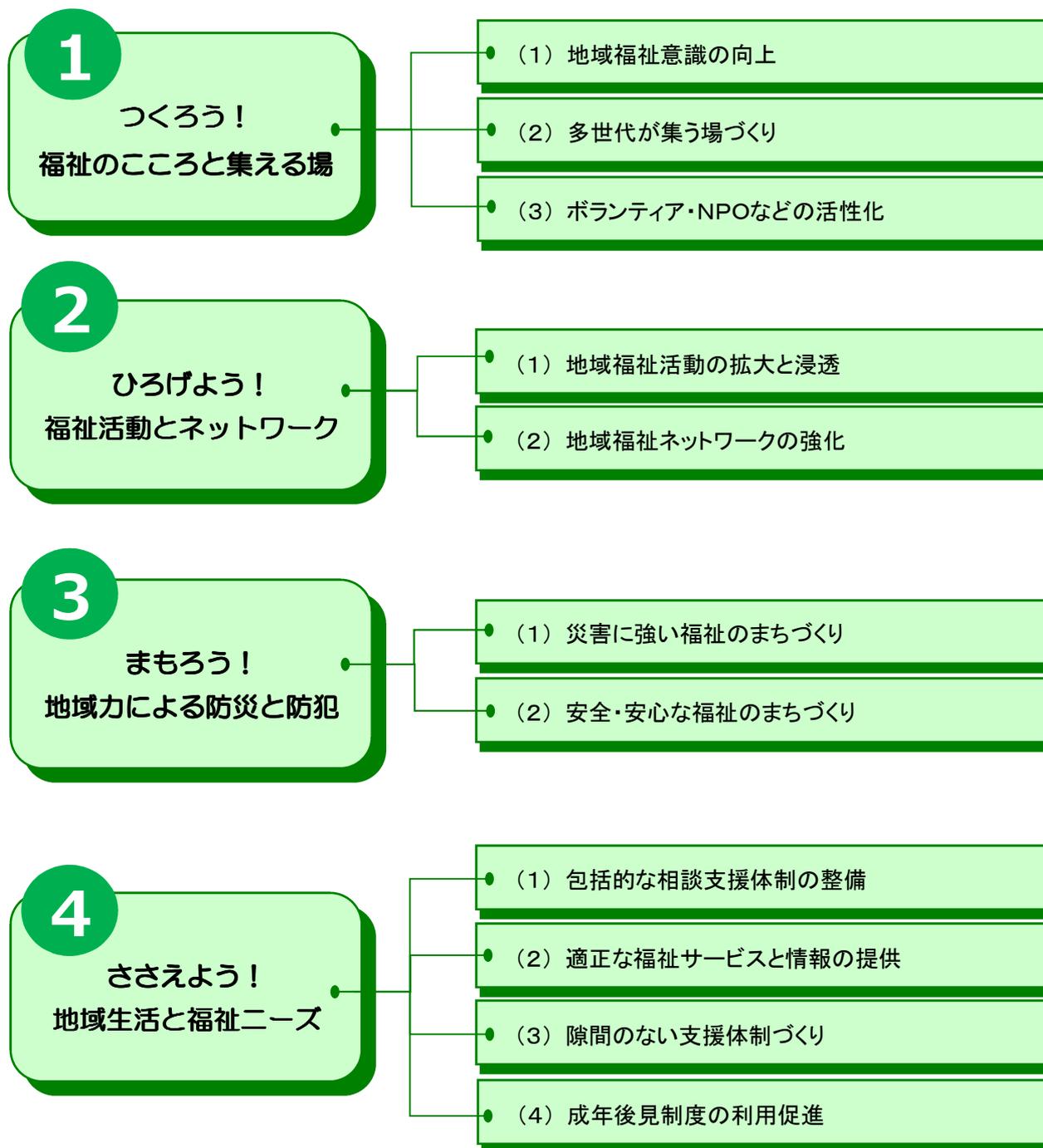
そのため、地域生活課題を地域の人たちが主体的に力を合わせて解決する力、すなわち「地域力」を高め、住民どうしが互いに支えあうことにより、災害に強いまち、安全な地域社会をつくり、安心できる福祉のまちづくりを進めていきます。

(4) ささえよう！地域生活と福祉ニーズ

改正社会福祉法においては、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制の構築に努める旨が規定されています。

誰もが分け隔てなく、その人のニーズに応じた支援が受けられる「地域共生社会」の実現をめざし、支えあいの取り組みをさらに進めるとともに、必要な公的サービスを提供するしくみと、地域や住民の自助・共助の取り組み、いわゆるインフォーマルなサービスを適切に組み合わせ、誰もが健やかで安心できる地域生活を支援していきます。

3 第5期地域福祉計画の体系



4 第5期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ

地域福祉活動の円滑な推進のためには、適切な活動範囲を設定し、機能しやすい圏域でのネットワーク形成を図る必要があります。

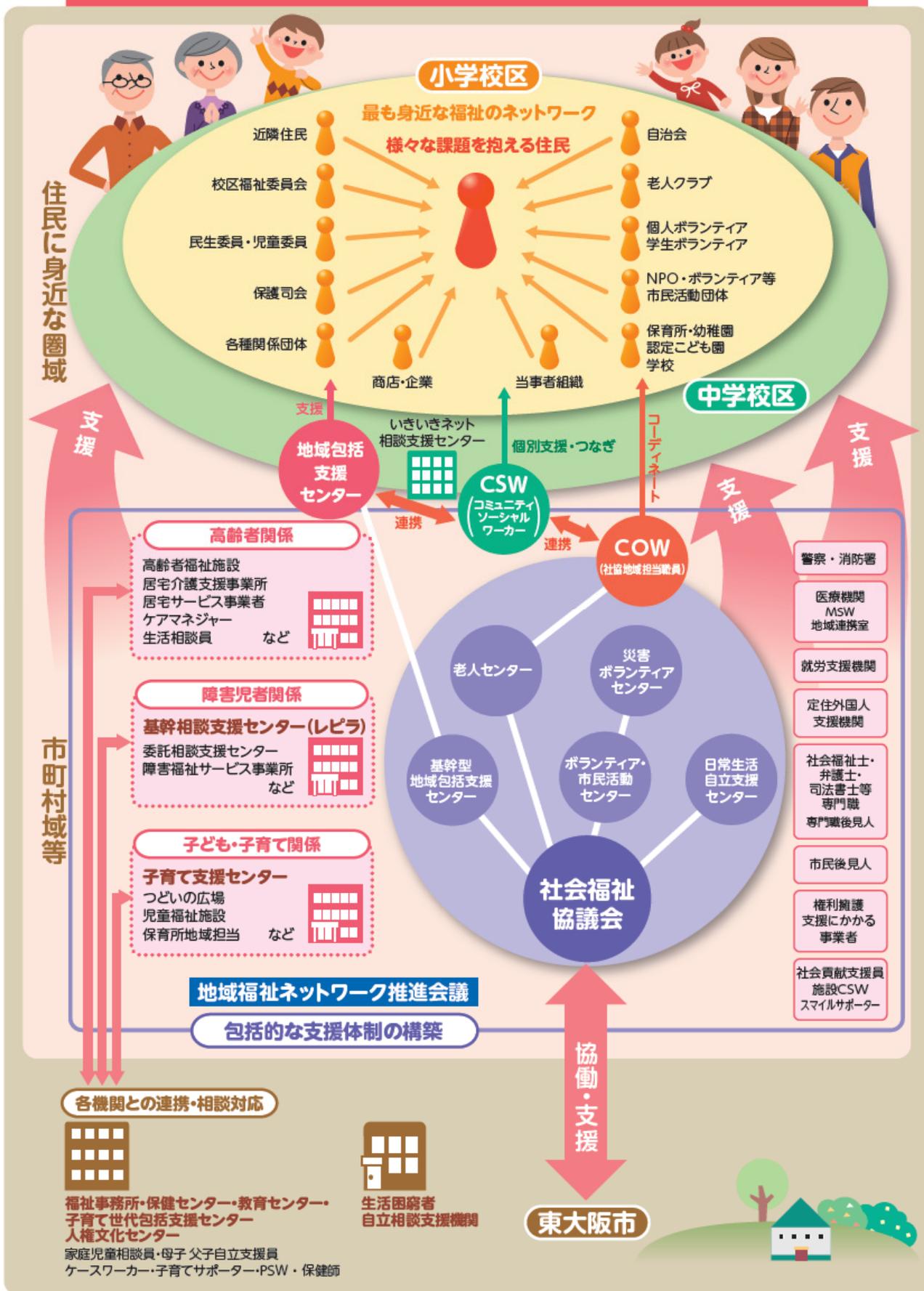
まず、最も身近な福祉のネットワークを『小学校区』とし、近隣住民、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会などによる日常的な近所づきあいを通じた相談・見守りなどを行い、地域において支援を必要とする人を早期に発見できる体制を整えます。また、さまざまな活動を展開する地縁組織との協働による場を設置することで、地域の生活課題を把握し、その解決のための取り組みを展開します。

そのいくつかの小学校区単位で一定の情報共有が図られている『中学校区』にはCSWが配置され、身近な見守りに関して発見された困難な事例の個別支援やつなぎといった機能や身近なネットワークの構築を支援する機能を担っており、また、地域包括支援センターにおいては高齢者の課題解決に向けた総合的な相談支援を行っています。

さらに、市内全域において、障害者については委託相談支援センター、子育て中の親については子育て支援センターなどを中心に、それぞれの分野におけるネットワークを通じた課題解決を図るほか、社協COWを中心に医療機関や学校園などさまざまな社会資源を含め、「分野を超えた専門職のネットワーク」をより一層強化するとともに、身近なネットワークのコーディネートを行うことで、より広域的・複合的な課題解決に取り組む重層的な地域福祉ネットワークの構築を図っていきます。

このように従前から築き上げてきた地域福祉ネットワークを礎に、支援を必要とする住民が抱える多様な複合的な地域生活課題について、地域の住民や福祉関係者・関係機関が互いに連携・協働して解決を図っていくことのできる、『「我が事・丸ごと」の地域共生社会』の実現をめざしていきます。

わたしたちを支える地域福祉のネットワーク



第3章 計画の基本的な考え方